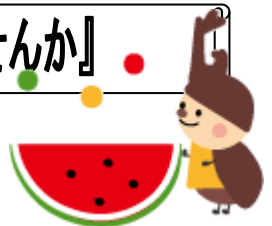


『障害のある人たちの「就労系サービス」について今一度 考えてみませんか』

真夏日が続く、平成25年8月22日(木)に障害者地域生活支援研究会が行われました。今回のテーマは ～ご存じでしたか！？就労系サービスの利用方法が変わったこと～ 『障害のある人たちの「就労系サービス」について 今一度 考えてみませんか』です。



今回の発言者は“就労移行支援事業所”ウイングル北九州センター 小鉢 朋己さんと久部 亜紀乃さん。“指定障害福祉サービス事業所(多機能型)”春ヶ丘学園 副事業所長 水口 佐代さん。“相談支援事業(就労 広域事業)”北九州障害者しごとサポートセンター 所長代行 長田 雅行さんからそれぞれの事業所の内容をお話頂きました。

続いて、『就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントの実施』について、北九州市障害福祉課障害者事業支援係 係長 山口 直之さんから、今年の3月に出された『障害者就業・生活支援センターモデル事業による就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント共通マニュアル』に沿って、丁寧にご説明いただきました。



原則として、就労継続支援B型事業を利用する場合は、就労移行支援事業等で“就労に関するアセスメント”を行った上で「就労継続支援B型の利用が適当と判断された者が同事業を利用することができる」とされていました。しかし、平成25年3月31日までの経過措置として、地域に就労移行支援事業所等が少なく、利用が困難であると市町村が判断した場合に限り、就労移行支援事業での“就労に関するアセスメント”を経ずに、直接就労継続支援B型の利用ができていました。平成25年4月以降は一部の経過措置的な取り組み(「協議会等からの意見聴取」)が平成26年度末まで設定されていますが、今後北九州市では、本来のB型利用をすすめていくとの話がありました。

その後、フロアとのやり取りを交えながら「これまでの施設・事業所では、本人の意向や能力よりも内部の作業がスムーズにまわることが優先されてきた現状があるのではないかな」「今後は、全ての障害福祉サービス利用者に計画相談が入ること改善されるのではないかな」等の意見があるとともに、障害のある人たちの就労を考えていく際に、「企業への働きかけが必要ではないかな」との意見もあり、“障害のある方たちの就労系サービスについて、今一度考えてみるいい機会”になったのではないのでしょうか？

今回の支援研で、障害の有無や程度に関わらず、その人らしく生きるために、就労系サービスの果たす役割は大きいと感じました。そして今後は事業所や学校等、関係機関が連携して、障害のある方の自己実現に向けて一緒に取り組むことが大切だと思いました。



【就労移行支援事業】 一般企業への就労を希望する障害のある方に対して、一定期間就職に必要な知識や技能の向上のための訓練や、ハローワークなど行政機関、企業との連携をはかり適性に合った職場探しなど、就労に必要な支援を行う事業。就職後も定着支援を行い、障害のある方が長く働ける環境を作るように支援を行う。

【指定障害福祉サービス事業】 障害者自立支援法に規定される障害福祉サービスを提供する事業

【障害者就業・生活支援センター事業】(国・福岡県設置) 就職を希望する障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。

【障害者就労支援センター事業】(北九州市設置) 障害のある方の一般就労を促進し、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に行う。

参加者は113名。その内54名の新規の方にご参加頂き、就労系サービスに対する関心の高さが伺える支援研修会になりました。ありがとうございました。



今回の支援研では、色々な就労系サービスの情報が聞けてよかったね。今度は当事者の人たちの声を聞いてみたいなあ♪

※こちらの議事録は北九州市障害者自立支援協議会のホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakvushu-net.shien-c.com/>